





「商標の一般的違法に関する判断基準」の理解と適用（六）

第二十二條 「商標法」第五十二條でいう登録商標詐称行為とは、未登録商標を使用する商品、商品の包装、容器、役務の提供場所、及び取引書類、又は広告・宣伝、展示、及びその他の商業活動において、「登録商標」を明示し、又は未登録商標に商標登録マークを表示し、又は未登録商標に商標登録マークに近似する記号を表示し、関連公衆を誤った方向に導くことをいう。

本条は「登録商標詐称」の意味を規定している。

「登録商標詐称」とは、未登録商標に「登録商標」を明示し、又は未登録商標に商標登録マーク（®又は®）を表示し、又は未登録商標に商標登録マークに近似する記号を表示することを意味する。「登録商標を許可なく変更する」と「登録商標詐称」を区別する際の基本原則として、登録商標に対して部分的又は軽微な変更（即ち、商標の顕著な特徴を変えない変更）を行い、変更後の商標について関連公衆が依然として同一商標であると考えられる場合であって、変更後の商標に依然として「登録商標」が明示され、又は登録マークが表示されているときは、「登録商標の登録事項を許可なく変更する」行為に該当する。例えば、当事者の登録商標は「」であるが、実際は

「」が使用されており、当該商標の顕著な特徴を変更することなく、非識別要素を増加させるだけで、かつ「登録商標」が明示され、又は登録マークが表示されている場合は、「登録商標を許可なく変更する」に当たる。登録商標の主体部分又は顕著な部分を大きく又は根本的に変更しており、関連公衆に変更後の商標を別の新規商標であると思わせるのに十分で、かつ「登録商標」が明示され、又は登録マークが表示されている場合は、「登録商標詐称」に当たる。例えば、当事者の登録商標は「」

であるが、実際には「」が使用されており、「元素」という2文字が縮小され、顕著な部分は「雪氷」であり、元の登録商標と比較して根本的に変化し、新たな商標を構成している場合、当該標識に登録マークを付ける行為は「登録商標詐称行為」に当た

る。

第二十三条 商標登録権者又は使用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、「商標法」第五十二条に定める登録商標詐称行為とみなす。

(一) 国家知識産権局に登録出願していない商標を使用し、かつ「登録商標」を明示し又は商標登録マークを表示する場合

(二) 国家知識産権局に登録申請をしたが拒絶され、又は登録が認可されていない商標を使用し、かつ「登録商標」を明示し又は商標登録マークを表示する場合

(三) 登録商標が取消され、無効宣告され、満期になっても更新しなかったことにより登録を抹消され、又は取消申請が認可された後も、継続して「登録商標」を明示し又は商標登録マークを表示する場合。ただし、登録商標の失効より前に流通している商品は除く。

(四) 登録商標として使用が認められた商品又は役務の範囲を超えてその商標を使用し、かつ「登録商標」を明示し又は商標登録マークを表示する場合

(五) 登録商標の顕著な特徴を変更した後もなお「登録商標」を明示し又は商標登録マークを表示する場合

(六) 二つ以上の登録商標を組み合わせて使用し、かつ商標登録マークを表示しているものの、登録商標ごとに商標登録マークを表示していない場合

(七) 「登録商標」を明示し又は商標登録マークを表示した輸入商品で、その商標が中国で登録されておらず、かつその旨の表示がされていない場合

商標登録権者又は使用者による上述の行為は、同時に「商標法」第五十七条に定める他者の登録商標専用権の侵害にあたるため、商標法執行担当部門は「商標法」第六十条第二項の規定に基づいて調査、処分しなければならない。犯罪の疑いがある場合には、速やかに司法機関に移送して法に基づき処理しなければならない。


本条は7種類の場合を列举して「登録商標詐称行為」を規定している。


この7種類の場合には「商標を国家知識産権局に登録出願していない場合」「商標を登録申請したが拒絶された、又は登録が認可されなかった場合」「登録商標が取消され、無効宣告され、満期になっても更新しなかったことにより登録を抹消された、又は取消申請が認可された場合」「認められた使用範囲を超えて登録商標を使用した場合」「登録

商標の顕著な特徴を変更した場合」「登録商標を組み合わせで使用したが、登録商標ごとに商標登録マークを表示していない場合」「輸入商品に使用される商標に『®』が明示されているが、その商標が中国で登録されておらず、かつその旨の表示がされていない場合」が含まれる。

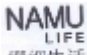



事例6

北京市朝陽区市場监督管理局が娜姆生活(北京)貿易有限公司の登録商標詐称事件を調査処分した事例

都戴迪股份有限公司は2015年1月28日に第3類「化粧品」などの商品に第13518593号「」商標を登録した。娜姆生活(北京)貿易有限公司は、商標登録権者の許諾を得た後、電子商取引プラットフォーム「有贊微商城」に「SNAILWHITE 施妮薇」という

店舗を登録し、2017年9月から「」商標をそのネットショップの標識として使用し、加えてその右上に登録標識も表示した。また、当事者は自分のウェブサイト、WeChat 公式アカウント、微博アカウントでも同様にこの商標を使用した。

北京市朝陽区市場监督管理局は次のように判断した。都戴迪股份有限公司が登録した

「」商標は「英語+中国語」の組合せ商標であり、「」商標は英語商標であるため、両者は同一商標ではない。2019年4月25日、都戴迪股份有限公司は国家知識産権局に第37773101号「」商標の登録を出願したが、事件発生時には同商標は初歩審査の公示期間にあり、まだ登録が認可されておらず、中国国内ではまだ未登録商標に当たっていた。総合すると、北京市朝陽区市場监督管理局は、当事者が「」商標の右上に登録マークを表示したことは未登録商標を登録商標と詐称して使用する違法行為に当たると認定した。北京市朝陽区市場监督管理局は「商標法」第五十二条の規定に基づいて、当事者に対して「5万円の罰金を科す」行政処罰を下した。

事例分析

海外で認可され登録されている商標であっても、中国で認可され登録されていない場合には、中国で使用する際に「登録商標」を明示したり、登録マークを表示したりすることはできない。中国では、国家知識産権局によって認可され登録された商標のみが登

録商標であり、登録出願過程にある商標は、「登録商標」を明示したり、登録マークを表示したりすることはできない。

事例7

浙江省龍泉市市場監督管理局が登録商標「龍泉宝剣」の詐称と「登録商標を許可なく変更する」事件を調査処分した事例




第130250号「」商標は1979年10月31日に認可・登録され、商標登録権者は龍泉宝剣工場(後に浙江省龍泉市宝剣工場有限公司に変更)であり、指定商品は第74類(1992年に「商標登録用商品及びサービス国際分類」第28類に移行)の「宝剣」である。この商標は4回の更新を経ており、専用権期限は2023年2月8日までである。第12719735






号「」商標は2015年6月14日に認可・登録され、指定商品は第28類「民族スポーツ器具(刀剣)、フェンシング用武器」などであり、専用権期限は2025年6月13日までである。

2020年4月24日、浙江省龍泉市市場監督管理局は通報に基づいて、浙江省龍泉市宝剣工場有限公司が、オンライン・オフライン店舗販売において、登録商標「龍泉宝剣」の詐称及び「登録商標を許可なく変更した」疑いのある違法行為を立件・調査した。




調べによると、刀、剣、武術器具などの商品を主に販売する当事者は、宝剣、刀商品に横方向に並べられた小篆体の「」商標を使用し、商標の右上には登録マーク「®」を表示していた。刀商品に商標「」を使用するのは登録商標詐称に当たるかどうかについては意見が分かれたため、浙江省龍泉市市場監督管理局は段階的に国家知識産権局の指示を仰いだ。2021年9月9日、国家知識産権局は、「登録商標『龍泉宝剣』の使用・管理関連問題に関する回答」(国知発保函字(2021)138号)を発行した。同回答は次のように指摘した。「商標法」第五十六条には「登録商標の専用権は、登録を認可された商標と使用を認可された商品に限る」と規定されている。浙江省龍泉市市場監督管理局からの伺い及び添付資料によると、商標登録権者が刀商品に横方向に並べられた小篆体の「」を使用し、かつ登録マークを表示する行為については、この使

用方法が130250号「」商標の使用であると考えられる場合、当該商標の使用は認可

された商品の範囲を超えている。この使用方法が第12719735号「」商標の使用

であると考えられる場合は、第12719735号「」商標は「中国語文字+図形」の組合せ商標であるため、実際に使用されている「」商標とは明らかに区別されており、関連公衆に両者を異なる商標と思わせるのに十分であり、上記行為は商標法第五十二条に規定されている「未登録商標を登録商標と詐称して使用する行為に該当する。

2021年12月6日、浙江省竜泉市市場监督管理局は、国家知識産権局の回答に基づき、具体的な事件経緯を考慮して、行政処罰を行わない旨の決定書「竜市監不罰(2021)5号」を発行し、次のように判断を下した。当事者が宝剣商品に横方向に並べられた小篆体の

「」商標を使用し、かつ登録マークを表示する行為は第130250号「」登録商標を「許可なく変更する」行為に当たると認定し、当事者に期限付きの是正を命じた。当事者が刀商品に横方向に並べられた小篆体の「」商標を使用し、かつ登録マークを表示する行為は「登録商標詐称」行為に当たると認定したが、当事者の登録商標詐称の主観的過失が明らかではなく、危害結果は深刻ではなく、その上速やかに違法行為を是正したことを考慮して、行政処罰を行わないことを決定した。



事例分析

認可され、登録されると、商標登録権者は商標専用権を取得することになり、使用を

認可された商品や役務の範囲内でその認可・登録された商標を使用することができるが、これは商標登録権者がその登録商標を変更できることを意味するものではない。商標登録権者は、登録出願された商標サンプルに従って登録商標を使用しなければならない。商標登録権者が登録商標を使用する際に、登録商標を部分的又はわずかに変更したものの、関連公衆が変更後の商標と登録商標が同一の商標であると認識する場合、「登録商標を許可なく変更した」と認定するものとする。しかし、使用時にこの境界を超えて登録商標の主体部分を大きく又は根本的に変更し、関連公衆が変更後の商標が別異の商標であると認識する場合、「登録商標詐称」とみなして処理しなければならない。

事例 8

旧広州市増城区市場と品質监督管理局が広州市琦行服装有限公司の登録商標詐称事件を調査処分した事例

2017年10月11日、旧広州市増城区市場と品質监督管理局は公衆の通報に基づいて、法により広州市増城区新塘鎮広深大道西13号にある広州市琦行服装有限公司の経営場所に対して立ち入り検査を行った。調べによると、当事者がその生産したジーンズに表示した商標標識「Wangue®」は、当事者が自ら設計し、商標登録を出願しておらず、未登録商標「Wangue」を登録商標と詐称して使用しているものであった。事件発覚までに、当事者は「Wangue®」と表示されたジーンズ800本を生産しており、そのうち745本は既に販売され、50本は検品基準を満たせず再度戻され、5本は再加工できず廃棄され、違法経営額は44,000元に達した。


旧広州市増城区市場と品質监督管理局は「商標法」第五十二条の規定に従って、2017年12月1日に当事者に対して期限付き是正を命じ、0.65万元の行政処罰を科した。


事例 9

旧青島市工商行政管理局が青島蒂芬妮生物工程有限会社の登録商標詐称事件を調査処分した事例


旧青島市工商行政管理局は、旧山東省工商行政管理局から引き渡された事件の情報に基づいて、青島蒂芬妮生物工程有限会社の登録商標詐称の違法行為の手がかりに対して立件・調査を行った。調査によると、当事者の青島青島蒂芬妮生物工程有限会社は、2011年1月21日に第30類の商品「蜂蜜、食用プロポリス(プロポリス)、燕窩(砂糖入り)、

燕窩梨ペースト、ビワペースト、スピルリナ(非医療栄養品)、非医療栄養液、非医療栄

養クリーム、非医療栄養カプセル」について、第 7913709 号「」商標を登録した。当事者は、2016 年 9 月 27 日に江西維萊宮健高科有限公司(以下、「維萊宮健公司」とい

う)と製品取扱契約と商標使用授權書を締結し、維萊宮健公司に「」商標を使用してマカ錠(プレスキャンディー)を製造加工することを依頼し、「維萊宮健公司が空瓶を作って瓶詰めし、当事者が青島で商標標識及び包装箱を印刷する」と約定した。商品は青島に運ばれて包装された後、淘宝网(ネットショッピングサイト)を通じて販売され、販売単価は 1 箱 68 元であった。事件発覚までに、登録マークのついた「マカ錠(プレスキャンディー)300 箱の生産加工を依頼しており、加工費は 1695 元、売上高は 20400 元に達した。


旧青島市工商行政管理局は、マカ錠(プレスキャンディー)と第 7913709 号登録商標


「」の使用を認可された商品は同一の商品ではないため、マカ錠(プレスキャンディー)に登録マーク付き「蒂芬妮」商標を使用することは、登録商標詐称という違法行為に当たると判断した。同局は「商標法」第五十二条の規定に基づいて、当事者に対して期限付き是正を命じ、5000 元の行政処罰を科した。


事例 10


浙江省樂清市市場監督管理局が浙江雄霸電力有限公司の登録商標詐称事件を調査処分した事例

2017 年 7 月 24 日、浙江省樂清市市場監督管理局の法執行者は、法に基づいて樂清市柳市鎮東凰峪村に位置する当事者の浙江雄霸電力有限公司に対して検査を行った。法執行者は、現場検査で同社の製品選定型マニュアル、口座取引明細書、購入販売契約、製

品標識、合格証のいずれにも「」商標が使用されていることを発見したが、当事者は、その場において当該商標の合法的で有効な商標登録証を提示することができなかった。調べによると、当事者は、2017 年 5 月 21 日に第 9 類の商品「電気スイッチ、電源材料(電線、ケーブル)、信号機、遮断器、電池、警報器、配電盤(電気)、発電所自動

化装置、ネットワーク通信設備、測量機器」について、第 19561766 号「」商標を

登録した。当事者は無断で標識「」の外周に「雄霸電力 XIONGBADIANLI」の文字を追加し、さらに右上に登録マーク「®」を表示し、2017 年 2 月から生産された電気スイ

ッチなどの商品の標識、合格証に使用し始めた。事件発覚までに、当事者は「」商標を使用して計 7 件の購入販売契約を締結し、実際に履行しており、経営額は、計 493,568 円で、そのうち 2017 年 5 月 21 日までに発生した 4 件の契約金額は計 231,968 元であった。

樂清市市場监督管理局は、当事者が登録商標に識別性を有する文字とピンインを追加することにより、関連公衆に変更後の商標を新しい商標と思わせやすく、当該商標を使用する際に登録マークを表示することが登録商標詐称という違法行為に当たると判断した。同局は、商標法第五十二条の規定に基づいて、当事者に対して期限付き是正を命じ、2.3 万元の行政処罰を科した。

第二十四条 商標登録権者は、商標使用の被許諾者がその登録商標を合法的に使用するよう監督しなければならない。商標使用の被許諾者が登録商標、権利者の名義、住所若しくはその他の登録事項を許可なく変更したことを商標登録権者が明らかに知り又は知るべきでありながらそれを直ちに阻止しなかった場合には、商標登録権者は登録商標を許可なく変更したことについての法的責任を負う。

本条は商標使用の被許諾者に対する商標登録権者の監督義務を規定している。

「商標法」第四十九条第一項には「商標登録権者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したときは、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が満了しても是正しないときは、商標局はその登録商標を取消す。」と規定されている。当該規定においては、「期間を定めて是正するよう命じる。期間が満了しても是正しないときは、その登録商標を取り消す」以外の罰則を規定していない。当事者が「これは登録商標の使用許諾であること」「登録商標を許可なく変更する」という違法行為の実施者は使用被許諾者で

あること」を理由に処罰を回避することを防止するために、そして商標登録権者に監督義務の確実な履行を促すために、本条では、「商標使用の被許諾者が登録商標の登録事項を許可なく変更したことを商標権者が明らかに知り又は知るべきでありながらそれを阻止しなかった場合には、商標登録権者は関連法的責任を負う」ことを明確にしている。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/15/art_66_180351.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。